

岩手沿岸南部広域環境組合議会の定例会の招集時期を定める規則

平成 18 年 4 月 21 日 規 則 第 2 号

岩手沿岸南部広域環境組合議会の定例会は、毎年 2 月及び 11 月に開くものとする。ただし、特に必要があるときは、前月に繰り上げ、又は翌月に繰り下げて開くことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。